

内部仕分け調書

保健福祉部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	いきいき住まいリフォーム助成事業費	あり	0.1	0.0	0.0	身体機能の低下した高齢者または重度の身体障害者がいる世帯に対し、その住宅を高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう改造するために必要な費用の一部を助成して高齢者等の自立を助長するとともに、家族等介護を行う者の負担を軽減するために行う。	低所得の高齢者等が住み慣れた地域、在宅で安心して生活を継続していくために、住宅を改造する費用の助成を行う必要がある。	【対象世帯】 市内に住所を有し、所得税が非課税の世帯で、(1)65歳以上の者であって、身体機能の低下等がある、(2)障害の程度が1級または2級である身体障害者手帳の交付を受けている、(3)65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けてなく、常時車いすおよび歩行補助用具を使用している者がいる場合 【補助金額】 改造に要する費用の3分の2相当 上限50万円	住宅の改造を行うことにより、高齢者等が在宅で安心して生活が行えるようになっている。また、介護者の介護負担軽減につながっている。	2,520	見直し
18	介護・福祉施設等職員人材育成事業	なし	0.1	0.0	0.0	高齢者等に配慮した、より質の高いサービスが適切に対応できる人材の育成を図る。	高齢者が増加する中で効果的で質の高い福祉サービスの充実を図る上で必要な介護・福祉施設等職員のスキル向上を行う。	福祉・介護施設等職員のスキルアップを目的とし、講演会を実施する。 ・日程、開催場所の確保、講師依頼。 ・介護サービス事業者へ受講申し込み通知、受講者の集約、開催。	介護・福祉施設等職員のスキル向上を図るために、研修をし、介護職員等の参加ができる機会を与えることができた。	157	現行どおり
19	障害者ホームヘルプサービス利用者負担支援事業費	あり	0.1	0.0	0.0	障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用して低所得者の障害者が、介護保険制度の適用を受けることになった場合に、訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護のサービスの継続的な利用の促進を図るために、利用者負担を全額免除する。	障害者ホームヘルプサービスは、平成18年4月以前(自立支援法施行前)は所得に応じた費用負担となっていたため、介護保険サービスへの移行時に利用者の急激な負担増加を回避するために必要である。	・障がい者自立支援法によるホームヘルプサービスにおいて、定率負担が0円であった者で、介護保険への移行者については、訪問介護にかかる利用者負担を全額助成する。 申請の受付、および承認または不承認の決定。	利用者の急激な負担増加が回避され、負担軽減が図られるが、実績はほとんどない。	137	見直し
20	社会福祉法人利用者支援事業	あり	0.2	0.0	0.0	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得者で特に生計困難である者に対して、利用者負担額を軽減した場合に当該社会福祉法人が負担した費用の一部を助成する。	低所得者が必要な介護サービスを受けることができるよう、利用者負担の軽減を図ることで介護保険サービスの利用促進を図る必要がある。	・社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書・収入等申告書を提出し、内容を審査後、対象者には「軽減確認証」を送付する。 ・補助金交付申請、給付実績より、軽減額を確認し、交付決定する。	低所得者の介護に係る費用の負担軽減を図られた。	2,890	現行どおり
21	賦課事務所要経費	あり	1.0	0.0	0.0	介護保険料の賦課事務を行うため (介護保険法第129条ほか)	介護保険事業の運営財源として総額の約21%を保険料として確保する必要があり、その保険料を被保険者ごとに算出、通知する必要があるため。	・被保険者ごとに介護保険料の通知をするための通知書等の印刷および送料など。	被保険者に対して介護保険料の通知が行えている。	15,918	現行どおり
22	収納事務所要経費	あり	1.0	6.0	0.0	介護保険料の収納事務を行うため (介護保険法第131条ほか)	介護保険事業の運営財源として総額の約21%を保険料として確保する必要があり、被保険者ごとに算出・通知した普通徴収等の保険料を収納する必要があるため。	・被保険者ごとに算出・通知した介護保険料の普通徴収等の収納事務を行うために必要な用紙の印刷費用・郵送料など。	介護保険料の収納が図られている。	1,718	現行どおり

※ 1～16は7月31日に実施済